

## 1. 修正の背景

西東京市地域防災計画は、平成 25 年以降に見直された災害対策基本法等の関連法令・上位計画との整合を図り平成 28 年 5 月に修正を実施

- 国において、熊本地震や平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえ、平成 29 年 4 月に防災基本計画の修正を実施
- また、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえ国において平成 29 年 1 月に「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を実施
- 本市における平成 28 年台風第 9 号への対応に関する課題

## 2. 修正の方針

- ① 熊本地震等を踏まえた応急対策・生活支援策について、上位計画等との整合を図ります。
  - ・防災基本計画（H29.4 に一部修正）との整合を図ります。
  - ・災害時用特設公衆電話、ペットボトル飲料水備蓄、被災者生活再建支援システム導入等最近の取組みについて計画に反映します。
  - ・避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえ、避難情報の名称を変更し、計画に反映します。
- ② 平成 28 年台風第 9 号への対応に関する課題を踏まえ、避難施設の運営等地震災害編から準用する応急対応措置等の見直しを図り、風水害編に反映します。

## 3. 主な修正事項

## 1 防災基本計画及び関連法令等の改正に伴う修正事項

## ① 応急的な住まいの確保や生活復興支援

○住家被害認定調査に関する体制の強化

新たに公益財団法人東京都不動産鑑定士協会と住家被害認定調査等に関する協定を締結し、調査・相談体制の強化を図ります。

○被災者生活再建支援システムの活用

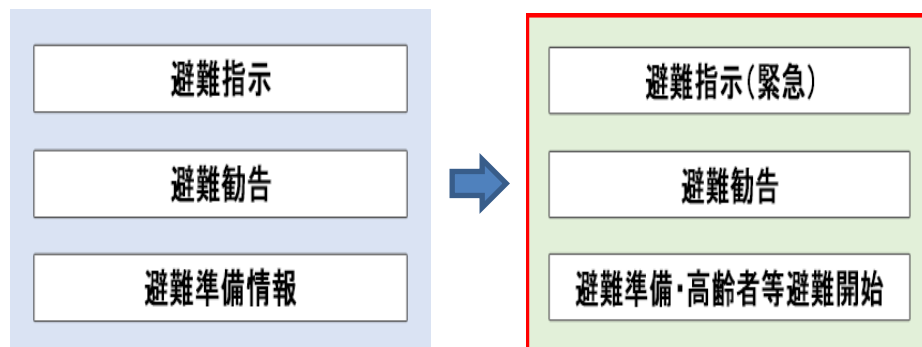
平成 29 年度罹災証明書の交付等を支援する「被災者生活再建支援システム」を導入することから、活用等について現行計画の記述を見直します。

## ② 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

平成 28 年台風第 10 号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられませんでした。これを踏まえ、国において平成 29 年 1 月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されたことから、避難情報の名称を下記のとおり変更し、計画に反映します。

○変更前

○変更後



## ③ 気象庁による大雨警報等発表基準変更への対応

気象庁では防災気象情報の改善に取り組んでおり、現在用いている雨量基準を廃止し、新たに短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数（表面雨量指数（仮称））を導入する予定としていることから、公表後、計画に反映します。

## ④ 応急給水方法の見直し

災害時避難者に対し即応的に飲料水を配布できるよう、平成 29 年度から新たに市立小・中学校にペットボトル飲料水を備蓄することから、応急給水方法を見直し、計画に反映します。

## 2 平成 28 年台風第 9 号の災害教訓に基づく修正事項

## ① 台風接近時等風水害編における市体制の見直し

各種防災気象情報に留意し、市域への風雨等がピークを迎える以前に災害対策本部を設置し、態勢を整えるよう計画に反映します。

② 避難勧告等避難情報伝達手段の充実  
＜安全安心いーなメールへの情報追加＞

避難勧告発令判断基準のひとつに、「土砂災害警戒情報発表時」を用いていることから、市民にいち早く情報伝達できるよう安全安心いーなメールに配信情報を追加するとともに、運用やその他の情報伝達方法について検討し、計画に反映します。

## ③ 風水害（土砂災害）に係る避難施設の見直し

現行計画において、避難施設の運営等については「地震災害編」を準用していますが、避難勧告等により予測される避難者数の規模や、自主避難者に対応できるよう「地震災害編」に定める避難施設以外の公共施設等を避難先として指定できるよう、計画に反映します。

## ④ 土砂災害危険箇所の監視警戒強化

土砂災害警戒メッシュ情報等防災気象情報収集と連動して、土砂災害危険箇所の監視警戒を強化するとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、都と連携して現地の安全が確保できるよう調整し、計画に反映します。

## 3 その他の修正事項

## ① 市組織改正に伴う災害対策本部組織の見直し

平成 29 年 4 月に市組織改正が行われたことから、防災業務に係る事務分掌の見直しについて計画に反映します。